

預金小切手取扱規定

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。

第1条 預金小切手の取扱い

当行が、申込人からの依頼に基づき、当行を支払人として振出す小切手(以下、「預金小切手」といいます。)については、本規定のほか手形交換所規則の関連条項に従って取扱うこととします。

第2条 預金小切手金額の取扱い

預金小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第3条 支払の範囲

預金小切手の金額の一部支払いはしません。

第4条 届出事項の変更

1. 預金小切手を紛失した場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届出てください。
2. 前項による届出事項の変更の届出を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第5条 手数料

預金小切手作成の受付にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。

第6条 預金小切手に対する支払い

1. 支払いの呈示を受けた小切手を相当の注意をもって照合し、当行振出の預金小切手に相違ないものと認めて取扱いした場合、当該小切手につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 当行は、預金小切手について除権決定がなされた後に支払いをしたものではない限り、生じた損害について責任を負いません。
3. この規定に違反したために生じた損害についても、前二項と同様とします。

第7条 災害等による免責

次の各号の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

1. 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的金融機関の措置等のやむをえない事由があったとき
2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
3. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

第 8 条 預金規定等の適用

預金口座から振替えて預金小切手作成の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定および SMBC 信託銀行バンキングカード規定により取扱います。

第 9 条 法令・規則等の遵守

本規定に優先する法令又は法令に基づく命令、規制等がある場合は、本規定に拘らずそれらが適用されるものとし、また本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うことにします。

第 10 条 正文

本規定の日本語と英語の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先します。

以上、預金小切手取扱規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行

BKG3608TB2104